

旭川市立永山東小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年4月改定)

【目次】

はじめに	
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	… 1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	
2 いじめの理解	
II 学校が実施するいじめの防止等の取組	… 4
1 永山東小のいじめの実情及び令和4年度の目標(指標)	
2 児童が主体となった取組の推進	
3 学校いじめ対策組織の設置	
4 いじめ防止の取組	… 5
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
・いじめ発見・見守りチェックリスト	… 7
・主な相談窓口	
6 いじめの対処	… 9
7 いじめの解消	
・早期発見・事案対処マニュアル	
8 いじめの重大事態への対処	… 12
9 いじめ防止等に関する機関、保護者等との連携	
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	… 13
11 (新型コロナウイルス)感染症を理由としたいじめの未然防止	… 13
12 学校いじめ防止プログラム	… 14

【別紙資料】

<別紙> いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校ではこれまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2） いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

（3） いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切に授業づくりや集団づくりが十分にできれば、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分にできれば、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（4） いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（5） いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和4年度の目標（指標）

【令和3年度の本校のいじめの実態】

- 「嫌な思いをしたことがある」と訴えがあった事案について指導対応をして、解消している。
- 児童アンケート
 - ・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童（98%）
 - ・「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」回答児童（12%）

【令和4年度の目標】

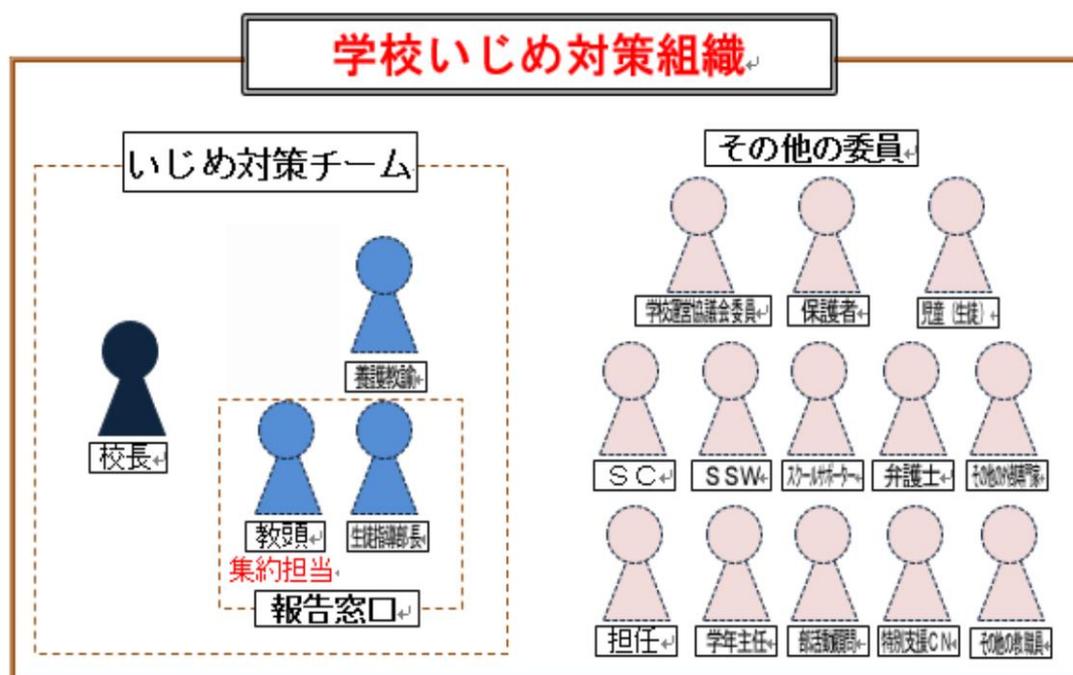
- 「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」という児童の割合100%
- 「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童0%

2 児童が主体となった取組の推進

「学校いじめ防止基本方針（児童版）」の策定や、「友達を大切にしよう集会」「あいさつ運動（あいさつ一番を探せ!）」「いいところ探し」など、子どもたちが主体的・自主的に取り組む活動を行っています。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ②いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ⑥いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ⑦学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ⑧学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- ⑨「いじめ対策チーム」による会議を含め学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめについての態様や特質・原因・背景・具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい、授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身につけていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

日常の観察やふれ合い活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。ささいな兆候であっても組織で共有し、いじめを軽視することなく積極的に認知し、対応します。

また、児童及び保護者にスクールカウンセラーの利用や関係機関等の相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組

記入者

【記入日

月

日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていることがある。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

- | | | |
|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 [| |] |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 [| |] |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 [| |] |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

- | | | |
|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 一人で放課後児童クラブへ行くなどしている。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブで気になる様子が見られる。…………… | [|] |
| <input type="checkbox"/> 帰宅後、気になる様子が見られる。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500
子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56
0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロななのひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立永山東小学校 TEL 48-1049

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
- ④ 対処組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた児童の見守りを行なうなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター等、外部専門家の協力を得て対応します。
- ④ 保護者と連携を図り、継続的な助言・支援を行います。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができない場合でも誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行います。
- ② 事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ① 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに学校相互間の連携協力を促します。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

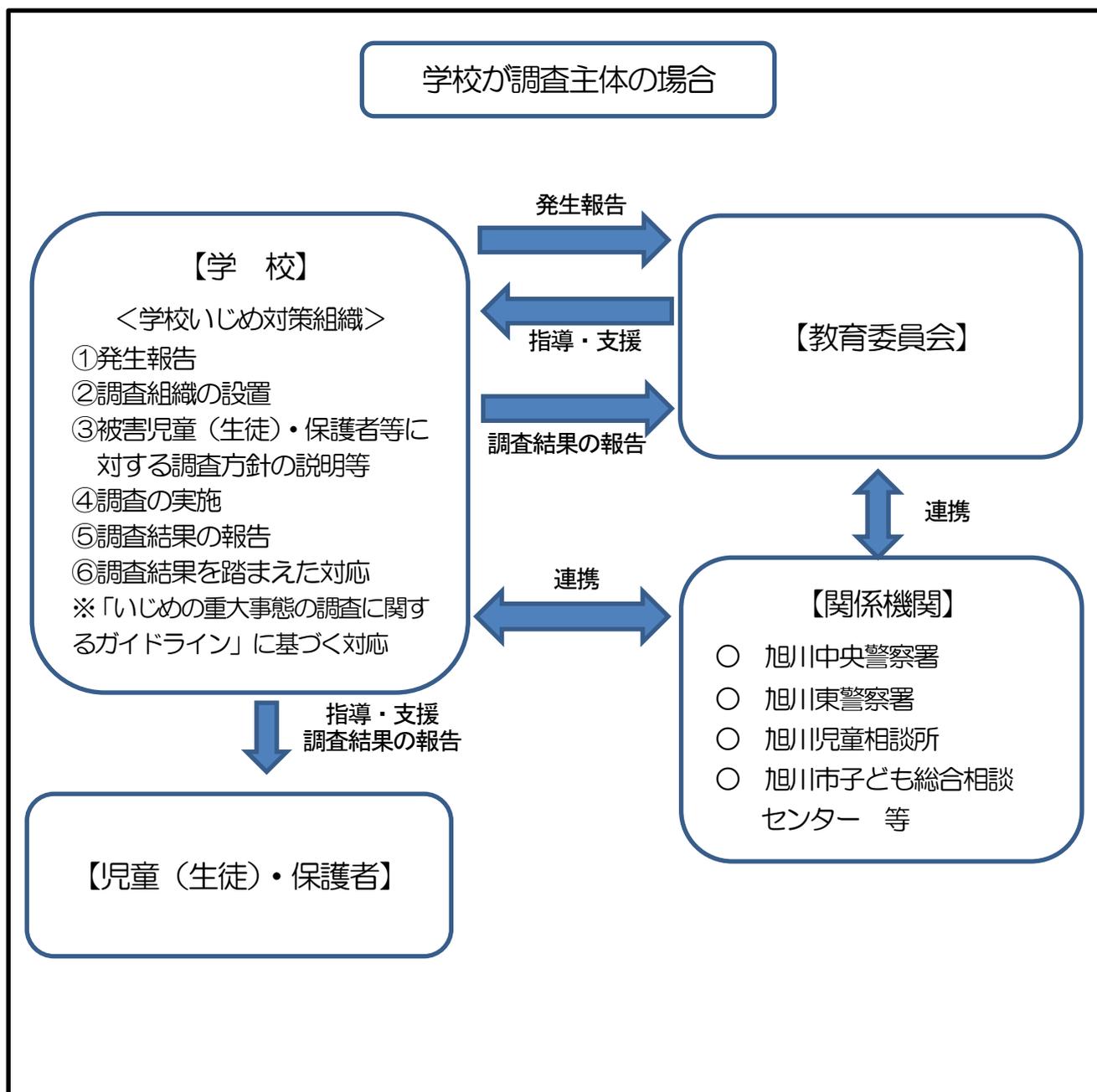
- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

本校は、関係機関や保護者、地域等と連携していじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

本校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を実施、学校ネットパトロールを計画的に実施するなど早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力・連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求めます。

11（新型コロナウイルス）感染症を理由としたいじめの未然防止

本校は、学級指導や道徳指導を通して、日常的、計画的に以下のことを指導します。

- 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることなく、正しい情報や科学的根拠に基づいて行動すること。
- 感染者や濃厚接触者及びその家族に対して偏見をもったり、差別したりしないこと。
- 医療従事者や社会活動を支えている人たちに対して敬意と感謝の気持ちをもつこと。

12 学校いじめ防止プログラム

別紙資料① 参照

永山東小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・児童、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対応マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対応プランを検討し、実施する。 ○校内ケース会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童情報の共有 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○相談窓口との連携※通年 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど ○教育相談
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○ほっとの実施 ○児童が主体となった未然防止の取組「あいさつ運動」
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		
	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○個人懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期の様子やいじめ防止等の取組状況の情報共有 ・夏季休業中の生活 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース会議 ・個人懇談の結果を情報共有、対処の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・児童が主体となった未然防止の取組ませ方について ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 <ul style="list-style-type: none"> ・SNS やオンラインゲーム等の利用についての授業 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 		<ul style="list-style-type: none"> ○児童が主体となった未然防止の取組「友達を大切にしよう集会」
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○個人懇談 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○情報モラル教育 <ul style="list-style-type: none"> ・啓蒙 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	

	10月 (強調月間)	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修 ・「生命 (いのち) の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対応の検討 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○個人懇談 ・2学期の様子やいじめ防止等の取組状況の情報共有 ・冬季休業中の生活
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が主体となった未然防止の取組「よい学芸会にするために」 ○「生命 (いのち) の安全教育」の授業 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○ほととの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ○個人懇談 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○校内ケース会議 ・児童情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対応の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対応等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
児童		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② 	
家庭・地域		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価 	

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

○保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

○保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。